

意見募集結果

案件名 墨田区路上喫煙等禁止条例案概要

意見提出期間	平成17年10月11日～平成17年10月31日	
意見等の提出件数	提出者	34名
	提出件数	41件
意見等の受付方法	電子メール	4件
	FAX	2件
	郵送	28件

パブリックコメントを受けて修正した条例(案)の内容

パブリックコメントでお示した路上喫煙等禁止条例(案)においては、区内全域で路上喫煙禁止及び吸い殻のポイ捨て禁止としておりました。

しかし、路上喫煙禁止ではなく歩行喫煙禁止にすべきとの意見が多く寄せられたため、路上喫煙禁止は推進地区・重点地区のみとし、それ以外の地域では、歩行喫煙禁止・吸い殻のポイ捨て禁止を努力義務とするよう修正し、条例提案を行いました。

意見の概要 <small>(類似意見は集約をしています)</small>	区の考え方
土日の錦糸町駅周辺は路上喫煙者が多く、子ども連れには危険地帯である。駅周辺だけでなく、喫煙により危険や迷惑が生じるすべての場所で規制してほしい。 また、罰金制にしてほしい。	この条例では、違反者を取り締まることが目的ではなく、区、区民等、事業者、関係行政機関との協働により一人ひとりの意識啓発を図りながら快適で安全なまちづくりを目指すことを目的としています。 具体的には、区内全域においては歩行喫煙及びポイ捨てをしないよう努めなくてはならないこととし、積極的に推進する必要があると認める区域を推進地区と定め、当該地区内での路上喫煙及びポイ捨てを禁止します。 その後、相当の期間において啓発活動等を推進してもその効果が認められない場合は、当該地区の区域の全部または一部を重点地区と指定し、その地区内における違反者に対し、過料を課すこととしています。
歩行者の安全、まちの美観に加え、受動喫煙の防止についても明記すべきである。 健康被害を防ぐ観点から、学校や病院の周辺は規制を強化することがのぞましい。	この条例では、火傷被害の防止と吸殻の散乱防止等を目的としていますので、受動喫煙の防止については、保健衛生行政の中で周知を図っていきたいと思います。
東武鐘ヶ淵駅利用者の何割かは迷惑な歩行喫煙やポイ捨てを行っている。駅前で警官が注意してくれればきれいで安全なまちになる。 早く施行してほしい。	警察官の注意は困難と思われるますが、条例施行後、推進地区内を中心に啓発パトロールを実施したいと考えています。
条例施行に向け、周知期間を十分に取ってほしい。	条例制定期日は平成18年4月1日を予定しています。それまでは、条例施行に向け、事前PRを図っていかうと考えています。また、施行後、過料を課す重点地区の指定を行う場合にも十分な周知期間を設ける予定としています。

<p>喫煙者のマナーの悪さは気になるが、喫煙場所が少ないのも一因していると思う。喫煙場所の設置を検討してほしい。</p>	<p>乗降客の多い駅周辺には喫煙場所を設ける予定としています。</p>
<p>歩行喫煙、ポイ捨ては禁止すべきだが、路上喫煙禁止は行き過ぎである。</p>	<p>推進地区以外は歩行喫煙禁止を努力義務とすることに修正いたしました。</p>
<p>「すみだ やさしいまち宣言」に共感している。この条例はこれまでの区政と矛盾している。喫煙者の喫煙マナーに訴えるべきである。</p>	<p>従来の路上喫煙等の対策では、「すみだ やさしいまち宣言」に基づき、区民主体の運動として様々な啓発活動や清掃活動等を展開し、まちの環境美化を目指した「やさしいまちづくり」の進展が図られているところです。今後も、宣言の趣旨に基づくマナーアップ運動を積極的に推進してまいります。しかし一方で、来街者が多い主要駅周辺等においては、従来のマナーアップ運動では対応に限界が生じてきています。そのため、条例化を行い、規制していきたいと考えています。</p>